

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を 改正する法律案要綱

一 適用実態調査の結果に関する報告書に係る改正

- 1 法人税関係特別措置(租税特別措置法第42条の3の2の規定による法人税関係特別措置その他の政令で定める法人税関係特別措置を除く。)ごとの高額適用額が記載された適用額明細書を提出した法人の報告書用法人コード(法人ごとに、その名称に代えて、当該法人を識別することができないようするために付される番号、記号その他の符号であって、各会計年度を通じて用いられるものをいう。)を、高額適用額と併せて、適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項とすること。
(第5条第1項第2号関係)
- 2 適用実態調査の結果に関する報告書については、作成した会計年度に開会される国会の常会の開会後速やかに国会に提出するものとすること。
(第5条第2項関係)

二 適用実態調査の結果の活用の状況等に関する報告書の作成及び提出

- 1 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の継続、廃止その他の見直しについて政府が当該会計年度に行った検討における適用実態調査の結果の活用の状況並びにその検討の結果及びその結果に至った理由に関する報告書を作成しなければならないこと。
(第5条の2第1項関係)
- 2 内閣は、1により財務大臣が作成した報告書を適用実態調査の結果に関する報告書とともに国会に提出しなければならないこと。
(第5条の2第2項関係)

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成29年4月1日から施行すること。(附則関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。